

株式交換に係る事前開示書面
(会社法 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2025 年 11 月 26 日

株式会社ワールド

2025 年 11 月 26 日

株式交換に係る事前開示事項

兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1
株式会社ワールド
代表取締役 社長執行役員 鈴木 信輝

株式会社ワールド（以下「ワールド」といいます。）は、株式会社ライトオン（以下「ライトオン」といい、ワールドとライトオンを併せ、以下「両社」といいます。）との間で締結した 2025 年 11 月 14 日付株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026 年 3 月 1 日を効力発生日として、ワールドを株式交換完全親会社とし、ライトオンを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたします。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 をご参照ください。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 をご参照ください。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 をご参照ください。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

別紙 4 をご参照ください。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

別紙 5 をご参照ください。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法 799 条第 1 項の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はございません。

以上

【株式交換契約の内容】

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社ワールド（以下「ワールド」という。）及び株式会社ライトオン（以下「ライトオン」という。）は、2025 年 11 月 14 日（以下「本契約締結日」という。）付けで、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

ワールド及びライトオンは、本契約に定めるところに従い、ワールドを株式交換完全親会社とし、ライトオンを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「**本株式交換**」という。）を行い、ワールドは、本株式交換によりライトオンの発行済株式（ただし、ワールドが所有するライトオンの株式を除く。）の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

ワールド及びライトオンの商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- (1)ワールド：株式交換完全親会社
（商号）株式会社ワールド
（住所）兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1
- (2)ライトオン：株式交換完全子会社
（商号）株式会社ライトオン
（住所）東京都台東区元浅草二丁目 6 番 6

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- 1 ワールドは本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生じる時点の直前時（以下「**基準時**」という。）におけるライトオンの株主（ただし、ワールドを除く。以下「**本割当対象株主**」という。）に対し、その所有するライトオンの普通株式に代わり、その所有するライトオンの普通株式の数の合計に、0.2 を乗じて得た数のワールドの普通株式を交付する。
- 2 ワールドは、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有するライトオンの普通株式 1 株につき、ワールドの普通株式 0.2 株の割合をもって、前項のワールドの普通株式を割り当てる。
- 3 前二項に従いワールドが本割当対象株主に対して割り当てるべきワールドの普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、ワールドは、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従ってこれを処理する。

第4条（資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加するワールドの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条に定めるところに従って、ワールドが適当に定める。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2026 年 3 月 1 日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、ワールド及びライトオンは、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

- 1 ワールドは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、ワールドは、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。
- 2 ライトオンは、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第 783 条第 1 項に定め

る株主総会の承認を求めるものとする。

第7条（会社財産の管理等）

- 1 ワールドは、本契約締結日から本効力発生日までの間において、善良なる管理者としての注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、且つ、ワールドの子会社（ただし、ワールドについてはライトオンを除く。以下本条について同じ）をして行わせ、ライトオンは、本契約締結日から本効力発生日までの間において、善良なる管理者としての注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行うものとする。
- 2 ワールドが、本契約において別途定める行為を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行い又はワールドの子会社をして行わせる場合、ライトオンが本契約において別途定める行為を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、事前にワールド及びライトオンは協議し、これを行い又は行わせるものとする。

第8条（剰余金の配当の制限等）

ワールド及びライトオンは、相手方の書面による同意を得た場合を除き、本契約締結日後、(i)本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、(ii)本効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。

第9条（新株予約権の処理）

ライトオンは、第6条第2項に定めるライトオンの株主総会において本契約の承認が得られた場合（ワールドにおいて、第6条第1項ただし書きの規定に基づきワールドの株主総会の決議による承認が必要となった場合には、ワールド及びライトオンの株主総会において本契約の承認を得られた場合）、本効力発生日の前日までに、ライトオンが発行している、2015年11月18日開催のライトオンの取締役会の決議に基づき発行された平成27年新株予約権、2017年11月17日開催のライトオンの取締役会の決議に基づき発行された平成29年新株予約権及び2018年11月16日開催のライトオンの取締役会の決議に基づき発行された2018年（第10回）新株予約権（以下「**本新株予約権**」と総称する。）のうち、基準時において残存している本新株予約権の全てについて、本契約の承認に係るライトオンの株主総会決議が行われたことを取得事由として、本新株予約権の取得条項に基づいて無償取得（以下「**本新株予約権無償取得**」という。）する旨の取締役会決議を行うとともに、基準時をもって本新株予約権無償取得を行う。

第10条（本契約の変更及び解除）

- 1 本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、ワールド又はライトオンの財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、ワールド及びライトオンは、協議し、書面による合意の上、本株式交換に関する条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
- 2 ワールド及びライトオンは、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に是正することを催告の上、その期間内に是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに、本契約について第6条第1項ただし書に定めるワールドの株主総会における承認（ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約についてワールドの株主総会の承認が必要となった場合に限る。）若しくは第6条第2項に定めるライトオンの株主総会における承認が得られなかった場合、(ii)本効力発生日の前日までに本株式交換の実行に必要な国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、(iii)本効力発生日の前日

までに、第 9 条に基づく本新株予約権無償取得に係るライトオンの取締役会決議が行われなかった場合又は本新株予約権無償取得が基準時において実行されなかった場合、又は(iv)前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
- 2 本契約に関連する当事者間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、ワールド及びライトオンが誠実に協議し合意の上、これを定めるものとし、本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合は、ワールド及びライトオンが誠実に協議し合意の上、その解決を図るものとする。

(本頁以下余白)

上記合意の成立を証するため、本書 2 通を作成し、各当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2025 年 11 月 14 日

ワールド： 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1
株式会社ワールド
代表取締役 社長執行役員 鈴木 信輝



上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年11月14日

ライトオン： 東京都台東区元浅草二丁目6番6
株式会社ライトオン
代表取締役社長執行役員 大峯 伊索



1. 本株式交換に係る割当ての内容

	ワールド (株式交換完全親会社)	ライトオン (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.20
		(ご参考：株式分割考慮前) 0.10
本株式交換により交付する 株式数	ワールドの普通株式：3,422,563 株（予定）	

(注1) 本株式交換に係る割当比率

ワールドは、ライトオンの普通株式（以下「ライトオン株式」といいます。）1株に対して、ワールドの普通株式（以下「ワールド株式」といいます。）0.2株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）においてワールドが所有するライトオン株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、2026年2月28日を基準日とし、2026年3月1日を効力発生日として実施予定のワールド株式1株を2株とする株式分割（以下「本株式分割」といいます。）の効力が生じることを前提としております（本株式分割の詳細につきましては、ワールドが2025年11月14日付で公表した「株式分割及び定款の一部変更並びに新株予約権の行使条件変更に関するお知らせ」をご参照ください。）。また、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、ワールド及びライトオンが協議した上で、合意により変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付するワールド株式数

ワールドは、本株式交換に際して、ワールドがライトオンの発行済株式の全部（ただし、ワールドが所有するライトオン株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のライトオンの株主の皆様（ただし、ワールドを除きます。）に対して、その所有するライトオン株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のワールド株式を割当交付する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、ワールドの単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなるライトオンの株主の皆様におかれましては、その所有する単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、ワールドに対し、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求することが可能です。また、ワールドは単元未満株式を所有する株主の皆様の株式売買の利便性向上を目的として、会社法第194条第1項に定める単元未満株式の買増制度を導入するため、2026年5月に開催予定の第68回定時株主総会において定款の一部変更に関する議案を付議する予定です。かかる議案が承認された場合には、ワールドの単元未満株式を所有する株主の皆様が、ワールドに対し、自己の所有する単元未満株式と合わせて1単元（100株）となる数のワールド株式を売り渡すことを請求し、これを買増することが可能となります。定款の一部変更に関する詳細は、ワールドが2025年11月14日付で公表した「株式分割及び定款の一部変更並びに新株予約権の行使条件変更に関するお知らせ」をご参照ください。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数のワールド株式の割当交付を受けることとなるライトオンの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合

は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数のワールド株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

ワールド及びライトオンは、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、また、両社から独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることとしました。そして、ワールドは、両社から独立した野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、ライトオンは、両社から独立したマクス・コーポレートアドバイザー株式会社（以下「マクス・コーポレートアドバイザー」といいます。）を、それぞれファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、また、ワールドは、両社から独立したアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を、ライトオンは、両社から独立した北浜法律事務所を、それぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

両社は、それぞれ、自らが選定した第三者算定機関による本株式交換に用いられる株式交換比率の算定結果や、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社の間で、株式交換比率について複数回にわたり慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。

そして、ワールドにおいては、下記「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から 2025 年 11 月 13 日付で取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言及びワールドがライトオンに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、ワールドの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、ライトオンにおいては、下記「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、ライトオンの第三者算定機関であるマクス・コーポレートアドバイザーから 2025 年 11 月 13 日付で取得した株式交換比率に関する算定書（以下「本株式交換比率算定書（マクス・コーポレートアドバイザー）」といいます。）、リーガル・アドバイザーである北浜法律事務所からの助言、ライトオンがワールドに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果並びにワールド及びライトオンとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からの指示、助言及び 2025 年 11 月 13 日付で受領した答申書（以下「本答申書」といいます。詳細については、下記「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」の「③ライトオンにおける独立性を有する特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおりです。また、ワールド及びライトオンが 2025 年 11 月 14 日付で公表した「株式会社ワールドによる株式会社ライトオンの完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」の別紙の 2025 年 11 月 13 日付「答申書」についてもご参照ください。）の内容等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、ライトオンは、本株式交換比率は妥当であり、ライトオンの少数株主の皆様にとって利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、両社は、本株式交換比率は妥当であり、ワールド及びライトオンのそれぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、ワールド及びライトオンは 2025 年 11 月 14 日開催の取締役会決議に基づき、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、ワールド及びライトオンが協議した上で、合意により変更されることがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

ワールドの第三者算定機関である野村證券及びライトオンの第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザーは、いずれも、ワールド及びライトオンから独立した算定機関であり、ワールド及びライトオンの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、野村證券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、ワールドは、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。

また、株式交換に係るマクサス・コーポレートアドバイザーの報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、ライトオンとマクサス・コーポレートアドバイザーの間において、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合にライトオンに相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。

② 算定の概要

(i) 野村證券による算定

野村證券は、ワールドについては、ワールド株式が株式会社東京証券取引所（以下「証券取引所」といいます。）プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2025年11月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

ライトオンについては、ライトオン株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2025年11月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価手法によるワールド株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果（株式分割考慮前）
市場株価平均法	0.09～0.11
DCF法	0.05～0.12

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。ライトオンの財務予測その他将来に関する情報については、ライトオンの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は2025年11月13日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、ワールドの取締役会が本株式交換比率を検討す

るための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の根拠としたライトオンの財務予測について、対前年度比較において利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、不採算店舗の撤退、人員の最適化や本部拠点の集約等による販売費及び一般管理費の削減により、2026年8月期において、償却前営業利益（以下「EBITDA」といいます。）及び営業利益が、対前年度比で赤字から黒字への回復を見込んでおり、2027年8月期において、EBITDAで対前年度比326.7%、営業利益で対前年度比310.2%、2028年8月期において、EBITDAで対前年度比36.1%、営業利益で対前年度比35.0%の大幅な増益を見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローについては、2026年8月期において、商品在庫の圧縮等により対前年度比で大幅な増加を、2027年8月期において2026年8月期の在庫の圧縮という一時的要因の反動で対前年度比64.6%の大幅な減少を、2028年8月期において営業利益の増益に伴い対前年度比73.6%の大幅な増加を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(ii) マクサス・コーポレートアドバイザーによる算定

マクサス・コーポレートアドバイザーは、ワールドについては、東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を採用して算定を行いました。ライトオンについては、東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を採用して算定を行いました。

各評価方法によるワールド株式1株当たりの株式価値を1とした場合のライトオンの評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果（株式分割考慮前）
ワールド	ライトオン	
市場株価平均法	市場株価平均法	0.09～0.11
	DCF法	0.08～0.11

市場株価平均法においては、ワールドについては、2025年11月13日を算定基準日として、ワールド株式の東京証券取引所プライム市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均を、ライトオンについては、2025年11月13日を算定基準日として、ライトオン株式の東京証券取引所スタンダード市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均を採用しております。

DCF法においては、ライトオンが作成した2026年8月期から2029年8月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、ライトオンが2026年8月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてライトオンの株式価値を評価しております。割引率は加重平均資本コストを採用し、7.7%～8.7%を使用しております。資本コストの計算にあたっては、ライトオンの企業規模等を勘案した上でサイズリスク・プレミアムを加味しております。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、国内のインフレ率及びライトオンが属する業界の成長率等を踏まえて永久成長率は-0.5%～0.5%を使用した上で、継続価値を6,602～8,826百万円と算定しております。

なお、マクサス・コーポレートアドバイザーがDCF法によるライトオン株式の株式価値の算定の基礎とした本事業計画は、本株式交換の検討にあたってライトオンが作成したものです。本事業計画は、2024年10月8日に公表したライトオンの「中

期経営計画（2025 年 8 月期～2029 年 8 月期）」を基礎に、2025 年 8 月期の実績を踏まえて収益予測や投資計画をより蓋然性のある数値に更新したものであり、具体的な計画数値の作成過程においてワールドによる関与はありません。また、本特別委員会は、本事業計画がワールドから独立した者により作成されていることについて確認するとともに、重要な前提条件等について説明を受け、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認の上、承認しております。

本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。当該財務予測には、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2024 年 10 月 8 日に公表したライトオンの「中期経営計画（2025 年 8 月期～2029 年 8 月期）」に基づき、不採算店舗の撤退、人員の最適化や本部拠点の集約等による販売費及び一般管理費の削減、滞留在庫及び回転率の低い継続在庫の大幅圧縮による在庫水準の適正化等の構造改革の実施することにより、営業利益及び E B I T D A が、2026 年 8 月期は前事業年度対比で赤字から黒字への大幅な回復、2027 年 8 月期及び 2028 年 8 月期においては前事業年度対比で大幅な増益を見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローについては、2026 年 8 月期は在庫の圧縮により前事業年度対比で大幅な増加、2027 年 8 月期は前事業年度の在庫の圧縮という一時的要因の反動で大幅な減少を見込んでおります。

なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎としたマクサス・コーポレートアドバイザーによる算定にも織り込まれておりません。

(単位：百万円)

	2026年 8 月期	2027年 8 月期	2028年 8 月期	2029年 8 月期
売上高	22,241	22,867	23,782	24,257
営業利益	278	1,142	1,542	1,601
E B I T D A	148	1,109	1,539	1,623
フリー・キャッシュ・フロー	2,516	1,321	950	1,029

マクサス・コーポレートアドバイザーは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がないこと、マクサス・コーポレートアドバイザーに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、マクサス・コーポレートアドバイザーは、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自の評価又は鑑定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、ライトオンから提出された本事業計画に関する情報については、ライトオンの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としております。マクサス・コーポレートアドバイザーの算定は、2025 年 11 月 13 日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である 2026 年 3 月 1 日（予定）をもって、ライトオンはワールドの完全子会社となることから、ライトオン株式は、東京証券取引所スタンダード市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、2026 年 2 月 26 日に上場廃止（最終売買

日は2026年2月25日)となる予定です。上場廃止後は、ライトオン株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなります。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

ライトオン株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりライトオンの株主の皆様は割り当てられるワールド株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、1単元以上の株式については本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所での取引が可能であり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

単元未満株式については、東京証券取引所プライム市場において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の(注4)「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、ライトオンの株主の皆様は、最終売買日である2026年2月25日(予定)までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その所有するライトオン株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む)

ワールド及びライトオンは、ワールドの持分法適用関連会社であるW&D i Dが、2025年11月14日現在、ライトオン株式18,427,778株(注)を所有していることから、ライトオンがワールドの持分法適用関連会社であり、ワールドはライトオンのその他の関係会社に該当すること、並びに(ア)ライトオンがDAYSパートナー1号投資事業有限責任組合(以下「DAYSパートナー1号」といいます。)からライトオンに対する貸付金10億円を弁済するにあたって、ワールドがライトオンに対し2025年12月1日付で貸付けを行うこと、及び(イ)DBJからW&D i Dに対する貸付金5億円を同日付けでワールドからW&D i Dに対する貸付けに変更することで、ライトオンはワールドの連結子会社に該当することになることから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含みます。)を実施しております。

(注) ワールドは、本株式交換を通じて交付するワールド株式に係る株式数を削減する目的で、本株式交換の効力発生日の前日までに、適用法令に従って、W&D i Dが保有するライトオン株式を取得する予定です(ワールドが保有するライトオン株式に対しては、本株式交換の実施に際してワールド株式は割り当ててことはありません。)

① 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ワールドは両社から独立した第三者算定機関である野村證券を、ライトオンは両社から独立した第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザーを、それぞれの第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

算定書の概要については、上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。なお、ワールド及びライトオンは、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

② 両社における独立した法律事務所からの助言

ワールドは、リーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及びワールドの意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、ワールド及びライトオンから独立した法律事務所であり、ワールド及びライトオンとの間に重要な利害関係を有していません。

一方、ライトオンは、リーガル・アドバイザーとして、北浜法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及びライトオンの意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、北浜法律事務所は、ワールド及びライトオンから独立した法律事務所であり、ワールド及びライトオンとの間に重要な利害関係を有しておりません。

③ ライトオンにおける独立性を有する特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

ライトオンは、2025年9月10日、ワールドから本株式交換の検討・協議を開始したい旨の初期的な意向を受け、ライトオンがワールドの持分法適用関連会社であり、本株式交換が構造的な利益相反の問題を内包すること等に鑑み、ライトオンの意思決定に慎重を期し、また、ライトオンの取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保するとともに、ライトオンの取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることがライトオンの一般株主にとって公正であるといえるかどうかについての意見を取得することを目的として、2025年9月10日開催のライトオンの取締役会決議（以下「ライトオン取締役会決議」といいます。）により、両社及び本株式交換の成否から独立した中澤歩氏（ライトオン独立社外取締役）、上田千秋氏（ライトオン独立社外監査役）及び山下理夫氏（ライトオン独立社外監査役）の3名によって構成される本特別委員会を設置しました。ライトオンは、当初から上記3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、本特別委員会の委員の互選により、ライトオンの社外取締役兼独立役員である中澤歩氏が本特別委員会の委員長に就任しております。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本株式交換の成否及び答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、ライトオンは、ライトオン取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、(a) 本株式交換の是非（本株式交換がライトオンの企業価値の向上に資するか否か）、(b) 本株式交換の取引条件の公正性（本株式交換に係る交換比率が公正なものとなっているか否か）、(c) 本株式交換の手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているか否か）、(d) 上記(a)から(c)を踏まえ、本株式交換が一般株主にとって公正なものであるか（以下(a)から(d)を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書をライトオンの取締役会に提出することを委嘱しました。また、ライトオンは、ライトオン取締役会決議において、ライトオンの取締役会における本株式交換に関する意思決定については、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本特別委員会の意見を最大限尊重して行うものとし、本特別委員会が本株式交換の実施又は取引条件を妥当でないと判断した場合には、ライトオンの取締役会は、本株式交換に賛同しないものとする旨を決議しております。

併せて、ライトオンは、ライトオン取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(ア) ライトオンの役職員から、本株式交換の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、(イ) 必要に応じ、ライトオンの費用負担により、本特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー若しくは第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを選任又は指名し、又は、ライトオンの取締役会が選任した外部専門家アドバイザーを承認（事後承認を含む。）し、本特別委員会として、ライトオンが選任する外部アドバイザー等に対して専門的助言を求めることができる権限、並びに(ウ) 本株式交換の条件の交渉過程に実質的に影響を与えうる状況において関与する権限をそれぞれ付与しております。

本特別委員会は、2025年9月19日から2025年11月13日までに、合計10回開催したほか、各会日間においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じ随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、まず、ライトオンが選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザー並びにリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、ライトオンから、ライトオンの事

業概要、株式交換比率の算定の前提となるライトオンの本事業計画の作成方針及び策定手続等についての説明を受け、質疑応答を行いました。また、ワールド及びライトオンに対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、両社それぞれから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、ライトオンがワールドの持分法適用関連会社となって以降の経営改善への取組み状況、本株式交換によって見込まれるシナジーの内容、本株式交換後の経営方針、従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、ライトオンのリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所から、本株式交換に係るライトオンの取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。

さらに、ライトオンのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザーから本株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。なお、本特別委員会は、ワールドとライトオンとの間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受けた上で、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、ライトオンに意見する等して、ワールドとの交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2025年11月13日付で、ライトオンの取締役会に対し、本株式交換の実施を決定することがライトオンの一般株主にとって公正である旨の本答申書を、委員全員の一致で提出いたしました。本答申書の内容については、ワールド及びライトオンが2025年11月14日付で公表した「株式会社ワールドによる株式会社ライトオンの完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」の別紙の2025年11月13日付「答申書」をご参照ください。

④ ライトオンにおける独立した検討体制の構築

ライトオンは、ワールドから独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制をライトオンの社内に構築いたしました。具体的には、ライトオンは、2025年8月25日に、ワールドより意向表明書を受領して以降、本株式交換に関する検討（ライトオン株式の価値算定の基礎となる本事業計画の作成を含みます。）並びにワールドとの協議及び交渉を行うプロジェクトチームを検討の上設置し、当該メンバーはワールドの役職員を兼職しておらず、かつ過去にワールドグループの役職員としての地位を有していたことのないライトオンの役職員により構成されるものとし、また、W&D i Dの代表取締役を兼務しているライトオンの取締役である廣橋清司氏及び過去にワールドのグループ常務執行役員の地位を有していたライトオンの代表取締役社長執行役員の大峯伊索氏は、本株式交換と利害関係を有すると考えられることから、ライトオンにおける本株式交換に関する協議・交渉には一切参加しないこととし、かかる取扱いを継続しております。

これらの取扱いを含めて、ライトオンの検討体制（本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関する役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性及び公正性の観点から問題がないことについては、北浜法律事務所の助言を踏まえて、本特別委員会の承認を得ております。

⑤ ライトオンにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

ライトオンは、北浜法律事務所から得た法的助言、マクサス・コーポレートアドバイザーから得た財務的見地からの助言、本株式交換比率算定書（マクサス・コーポレートアドバイザー）の内容、本特別委員会から入手した本答申書を踏まえ、ワールドによる本株式交換がライトオンの企業価値の向上に資するか否か、及び本株式交換比率を含む本株式交換に係る取引条件が妥当なものか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、2025年11月14日開催のライトオンの取締役会において、本株式交換契約を締結することを決議しております。

上記のライトオンの取締役会においては、ライトオンがワールドの持分法適用関連会社であり、本株式交換が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、ライトオンの取締役4名のうち、W&D i Dの代表取締役を兼務しているライトオンの取締役である廣橋清司氏及び過去にワールドのグループ常務執行役員の地位を有していたライトオンの代表取締役社長執行役員の大峯伊索氏を除く、2名の取締役において審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。また、上記取締役会には、ライトオンの監査役3名全員が出席し、いずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

さらに、ライトオンの取締役のうち、廣橋清司氏及び大峯伊索氏は、利益相反の可能性を排除する観点から、上記取締役会を含む本株式交換に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、ライトオンの立場で本株式交換の協議及び交渉に参加しておりません。

⑥ 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

ワールド及びライトオンは、ライトオンがワールド以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者がライトオンとの間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、本株式交換契約を承認するためのライトオンの臨時株主総会は本株式交換契約の締結が公表されてからおよそ2ヶ月超後である2026年2月4日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による機会の確保が不十分というべきものではありません。

なお、ライトオンは、積極的なマーケット・チェックまでは行っておりませんが、本株式交換においては、上記のとおり間接的なマーケット・チェックは行われているものと認められるほか、上記①ないし⑤のとおり、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえると、積極的なマーケット・チェックが行われていなくても、そのみにより本株式交換における手続の公正性が損なわれるものではありません。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換により増加するワールドの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従い、ワールドが適当に定める金額とします。かかる扱いにより、ワールドの財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で増加するワールドの資本金及び準備金の額を決定できることになるため、相当であると判断しております。

【株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容】

次ページ以降をご参照ください。

事 業 報 告
(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月 31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度（2024年 9 月 1 日～2025年 8 月 31 日）における経営成績は、売上高が28,130百万円（前期比27.5%減）、営業損失が454百万円（前期は営業損失5,000百万円）、経常損失が752百万円（前期は経常損失5,166百万円）、当期純損失は449百万円（前期は12,142百万円の当期純損失）となりました。

当社は聖域なき構造改革を軸に新たに2025年 8 月期を初年度とする 5 ヶ年の中期経営計画（2024年10月 8 日付公表）を策定し、本計画期間において、徹底的なコスト削減と商品構成の大幅な変更による売上総利益率の改善に注力し、利益重視への抜本的な転換を図っております。

そのような状況の中、当事業年度の前半は、品揃えおよび価格帯の多くが前事業年度に発注した商品で構成されていたことから、商品訴求力に欠け、客数の減少が続いた結果、販売は苦戦しました。下期より商品構成の抜本的な見直しを本格化させる中、今期の販売方針である過度な値引きを抑え、商品本来の価値に見合った適正価格での販売を継続したことによりセール期の売上が伸び悩んだことや、EC売上の不振などの課題は残るものの、新たな品揃えと価格帯の見直しが奏功し客数の減少幅が縮小傾向に転じるなど、商品施策の効果が顕在化したことにより堅調な売上を維持し、期初計画28,100百万円を上回りました。

売上総利益については、プライベートブランド（PB）比率の拡大、サプライヤーとの協業によるPB商品の仕入原価率の引き下げに取り組むとともに、値下げ幅の調整や、段階的な実施を継続することで、過度な値下げによる損失の抑制に努めました。加えて当事業年度に見込まれる商品価値の下落を前事業年度末に商品評価損として計上したことも寄与し、売上総利益率は52.0%（前期比+12.1ポイント）と大幅に改善しました。

また、中期経営計画における重点施策であるコスト構造改革を推し進め、売上に応じた販促活動の最適化、組織のスリム化や店舗人員配置の見直しによる人員削減、業務委託契約の精査、倉庫および店舗間配送頻度の見直しによる物流費の抑制のほか、物流機能および本部機能をそれぞれ1拠点に統合するなど、徹底したコスト削減に取り組んだ結果、販売費及び一般管理費は15,071百万円（前期比△5,393百万円）と、大幅な削減を実現しました。

以上の結果、営業損失は454百万円（前期は営業損失5,000百万円）、経常損失は、資本政策等に関するアドバイザー費用など、営業外費用345百万円を計上したこともあり、752百万円（前期は経常損失5,166百万円）となりました。

最終損益につきましては、有限会社藤原興産からの短期借入金の債務免除にかかる債務

免除益等、特別利益を761百万円計上し、共用資産を含む固定資産の減損損失等、特別損失を333百万円計上したことにより、当期純損失は449百万円（前期は12,142百万円の当期純損失）となりました。

店舗展開におきましては、110店舗の退店により、当事業年度末における店舗数は230店舗となりました。

今後の見通しにつきましては、為替の変動や物価の上昇などを背景とした景気の先行き不透明な状況が想定されるものの、中期経営計画のもと、聖域なきコスト構造改革の貫徹、利益を出しやすい体質への転換とコスト意識の徹底を進めてまいります。翌事業年度以降におきましても引き続き、不断のコスト合理化と共に競争力を強化し、再成長への挑戦と事業安定化を目指し、最終年度までに着実な利益成長を実現し、永続的な収益基盤の構築を図ります。

中期経営計画の2年目にあたる次期の見通しにつきましては、売上高20,800百万円、営業利益240百万円、経常利益60百万円、当期純利益30百万円としております。

②設備投資等の状況

当事業年度における設備投資の総額は、既存店の改装等を行ったこと等により、改装時の敷金及び保証金を含め245百万円となりました。

当事業年度における設備投資の主要なものは以下のとおりであります。

当事業年度継続中の主要設備の拡充	(既支払額)
店舗の拡充他	167百万円
ソフトウェア一式	17百万円
差入保証金	60百万円

③資金調達の状況

当事業年度の所要資金につきましては、借入金及び自己資金により賄っております。

当社は、当事業年度において親会社であるW&Dインベストメントデザインより新たに1,000百万円、DAYSパートナー1号投資事業有限責任組合より1,000百万円の借入を実行いたしました。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑦吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第 43 期 2022年 8 月期	第 44 期 2023年 8 月期	第 45 期 2024年 8 月期	第 46 期 2025年 8 月期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	48,229	46,926	38,808	28,130
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	7	△1,048	△5,166	△752
当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△1,166	△2,545	△12,142	△449
1 株当たり当期純損失(△) (円)	△39.86	△86.06	△410.52	△13.19
総 資 産 (百万円)	34,040	27,002	15,300	11,994
純 資 産 (百万円)	15,036	12,566	315	496
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	505.72	422.31	8.49	12.85

(注) 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議決権比率	当社との関係
株式会社W&D インベストメントデザイン	3百万円	52.01%	役員の兼務・ 資金の借入

(注) 2025年1月16日付で株式会社W&Dインベストメントデザインは当社株式18,427,778株を公開買付の成立により取得いたしました。これにより株式会社W&Dインベストメントデザインは、当社に対する議決権比率が50%を超えるため、当社の親会社となりました。

②親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社の親会社である株式会社W&Dインベストメントデザインからの借入については、借入利率は市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

ロ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

取締役会において、その取引の必要性、妥当性及び適法性を十分に審議し、意思決定を行っています。また、取締役会における株式会社W&Dインベストメントデザインからの借入に関する議案の審議及び決議は、利害関係を有しない取締役によってなされており、支配株主と利害関係のない社外取締役及び社外監査役から、取引条件の決定が非支配株主にとって不利益でないものと判断される旨の意見書を入手しております。

ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③親会社との重要な財務および事業方針等に関する契約等

当社は、2025年2月27日付にて、中期経営計画及び事業再生計画を確実にかつ迅速に推進し、また、財務基盤の安定化のため運転資金の確保を行うべく、親会社である株式会社W&Dインベストメントデザインより1,000百万円の借入契約を締結しております。当該取引の借入利率は、市場金利を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。

④重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、2025年8月期から2029年8月期までの5ヵ年を実行期間とする中期経営計画（2024年10月8日公表）を策定し、初年度となる2025年8月期におきましては構造改革期と位置付け、コスト構造改革の貫徹と組織安定化を掲げ、徹底的な販売費及び一般管理費の削減と商品構成の大幅な見直しを推し進めてまいりました。セール期の上昇が伸び悩んだことや、EC売上の上昇などの課題は残るものの、新たな品揃えと価格帯の見直しが奏功し客数の減少幅が縮小傾向に転じるなど、商品施策の効果が顕在化したことにより堅調な売上を維持し、計画初年度の目標を達成いたしました。

今後の見通しにつきましては、為替の変動や物価の上昇などを背景とした景気の先行き不透明な状況が想定されるものの、中期経営計画のもと、聖域なきコスト構造改革の貫徹、利益を出しやすい体質への転換とコスト意識の徹底を進めてまいります。翌事業年度以降におきましても引き続き、不断のコスト合理化と共に競争力を強化し、再成長への挑戦と事業安定化を目指し、最終年度までに着実な利益成長を実現し、永続的な収益基盤の構築を図ります。

I. 中期経営計画の重点施策

1. 不採算店舗の大規模な退店による収益性の向上
 - ・2026年2月末までに、不採算店舗の大規模な退店を実施し、損益分岐点比率を引き下げる。固定費の削減と赤字店舗の解消により、事業効率を改善し、収益性向上を目指す
2. 本部組織のスリム化と店舗人員最適化による人件費の削減
 - ・本部組織の効率化を図るため、2025年8月末を目途に本部人員の大幅な削減を実施
 - ・店舗オペレーションの改革・標準化とシフトや配置等の見直しによる店舗人員最適化
3. 本部拠点の集約による賃借料及びその他の販売費及び一般管理費の削減
 - ・原宿本部の移転及びつくば本部の閉鎖による本部拠点の集約
 - ・ワールドグループ（株式会社ワールド、その子会社及び関連会社の総称）への業務委託・機能移管の推進や、ワールドグループが展開する「購買コンサルティング」「店舗開発・販売代行」等の活用による販管費の削減
4. P B企画力の向上と生産背景見直しによる仕入原価率の低減
 - ・ワールドグループのリソース活用によるP Bの企画力強化と構成比の向上
 - ・取引先や生産工場、原材料調達情報等、ワールドグループとの共有を通じた、仕入・調達コストの改善
5. 滞留在庫及び回転率の低い継続在庫の大幅圧縮による在庫水準の適正化
 - ・滞留しているシーズン在庫の一掃と、持越し在庫を生まない在庫コントロールの導入
 - ・キャッシュ・フローや資産効率の悪化を招く回転率の低い継続在庫を大幅に圧縮

II. 中期経営計画のマイルストーン

フェーズ1. コスト構造改革の貫徹、組織安定化（2025年8月期）

フェーズ2. 再成長への挑戦、事業安定化（2026年8月期）

1、2年目においては、I. 中期経営計画の重点施策に記載のとおり、不採算店舗の大規模退店、人員削減等の徹底的な販管費削減と商品構成の大幅な見直し等、コスト構造の改革と利益重視への企業風土への転換に注力することで、早期に営業利益を創出できる事業構造に転換し、事業基盤の安定化を図ってまいります。

フェーズ3. 持続的な事業基盤の構築、付加価値創造・挑戦（2027年8月期以降）

3年目には持続的な事業基盤を構築し、2028年8月期以降の長期的な成長と付加価値創造に向けた革新への挑戦を始めてまいります。

1. 新たな仕組みの構築
 - ・リブランディングの推進
 - ・再現性と自動化の徹底追求
2. 仕組みの継続的な改善
 - ・粗利率の最適化と持続的向上の実現
3. 健全なプライドの構築
 - ・確かな自信の醸成
 - ・健全な危機感の維持
4. 革新と持続可能な成長への移行
 - ・柔軟かつ俊敏な組織運営の確立

- ・長期成長を見据えた戦略的実行
- ・自律と創造性を基盤とした挑戦

大規模な店舗撤退の影響により売上高が大きく減少したものの、売上総利益率の改善及び大幅な販管費削減に取り組んだ結果、2025年8月期は454百万円の営業損失と損失幅が縮小いたしました。引き続きコスト構造改革に沿って、不断のコスト合理化を進めてまいります。また、2026年8月期以降は既存事業の再成長に向け、MDの抜本的見直しを行い、加えてワールドグループのリソースを活かした競争力のあるP B開発に取り組み、P B構成比の拡大による仕入原価率の改善を図る他、取引先や生産工場、原材料調達情報を共有し、ワールドグループのスケールメリットを活かして仕入・調達コストの低減を図るなど、更なる売上総利益率の改善に取り組んでまいります。

これらの取組みにより着実な利益成長を実現し、永続的な収益基盤の構築を図ってまいります。

中期的な経営目標の数値（2029年8月期）としましては

- ・売上高25,400百万円
- ・営業利益1,500百万円
- ・営業利益率5.9%

また中期経営計画の2年目にあたる次期の見通しにつきましては、売上高20,800百万円、営業利益240百万円、経常利益60百万円、当期純利益30百万円としております。

<継続企業の前提に関する重要事象等>

当社は、当事業年度まで3期連続で営業損失、経常損失及び7期連続で当期純損失を計上し、当事業年度においても継続して営業損失454百万円、経常損失752百万円、当期純損失449百万円、重要なマイナスの営業キャッシュ・フロー4,225百万円を計上し、当事業年度末の貸借対照表の純資産額は496百万円となりました。

また、返済期日が1年内の借入金3,641百万円は手元資金578百万円に比して多額となっております。

これらの事象又は状況は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当しております。

当社は、当該事象又は状況を解消すべく、当事業年度を初年度とする中期経営計画において、持続的成長に向けた事業基盤の確立を目的とした聖域なきコスト構造改革に引き続き取り組んでまいります。

コスト構造改革の主な内容は以下のとおりです。

- ①不採算店舗の大規模な退店による収益性の向上。
- ②本部組織のスリム化と店舗人員最適化による人件費の削減。
- ③本部拠点の集約による賃借料及びその他の販売費及び一般管理費の削減。
- ④P B企画力の向上と生産背景見直しによる仕入原価率の低減。
- ⑤滞留在庫及び回転率の低い継続在庫の大幅圧縮による在庫水準の適正化。

当事業年度におきましては、中期経営計画のフェーズ 1 として、コスト構造改革の貫徹、組織安定化を掲げ、収益性の向上に向けた不採算店舗110店舗の退店の実施、人員の最適化にむけた本部組織および店舗のブロック再編の実施、つくばと原宿の 2 拠点あった本部機能および、東西に 2 拠点あった物流機能の 1 拠点への集約による賃借料の削減の実施、仕入原価率低減に向けた既存サプライヤーとの方針共有や新規サプライヤーの開拓による原産国の見直しの実施、在庫水準の適正化に向けた前事業年度末に商品評価損を計上した滞留在庫及び回転率の低い継続在庫の販売消化促進などに取り組んでまいりました。

翌事業年度におきましては、中期経営計画のフェーズ 2 として、再成長への挑戦、事業安定化を掲げ、事業面におきましてはMD構成の抜本的見直しや仕入先の再構築、モノづくり体制の改革による既存事業の再成長、また、粗利率の継続的な向上や再現性ある仕組みづくり、持続可能な業務体制の構築や育成・教育プログラムの展開による持続的成長に向けた仕組みの整備、その他、信頼感の醸成やチャレンジ精神の奨励など、成長に向けた強い意志をもった人材の育成に努めてまいります。

資金面では、既存の取引金融機関と資金計画等の協議を行い、2022年 3 月24日付で締結した株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするタームローン契約について2025年 3 月26日付で変更契約書を締結いたしました。また、2022年 3 月31日付で締結した株式会社千葉銀行との証書貸付契約について2025年 3 月31日付で変更契約書を締結し、それぞれの財務制限条項の見直しが行われた結果、当事業年度の間会計期間末における財務制限条項への抵触は解消しております。また、2025年 2 月27日には、親会社である株式会社W&D インベストメントデザインから1,000百万円の資金調達を実行し、2025年 3 月31日には、株式会社W&D インベストメントデザインの株主である株式会社日本政策投資銀行が出資するDAYSパートナー株式会社を無限責任組合員とする事業再生ファンドから1,000百万円の資金調達を実行するなど、手元流動性を高めております。さらに、メインバンクである株式会社三菱UFJ銀行との当座貸越契約枠として2,500百万円を設定するなど、構造改革による事業収支改善の遂行に必要な当面の運転資金を確保しております。なお、今後、契約期限の更新や更なる支援が必要となった場合に支援が得られるよう、引き続き取引金融機関等と緊密な連携を続けてまいります。

しかしながら、アパレル小売業の競争環境が厳しくなっている中で既存店売上高の収益性の向上が想定通りに進まない場合、債務超過に陥るリスクや借入金にかかる財務制限条項に抵触するリスクがあります。

これらのリスクにより、事業運営のための十分な資金が確保できない可能性があるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

(5) 主要な事業内容（2025年 8 月31日現在）

当社は、ジーンズを中核アイテムとしたカジュアルウェアの販売を主たる事業としております。

当社は、ショッピングセンター型を主としたジーンズカジュアルの専門店であり、当事業年度末店舗数は230店舗となっております。

(6) 主要な事業所及び店舗（2025年8月31日現在）

本社 東京都台東区元浅草2丁目6－6

店舗

地区	都道府県名	店舗数	地区	都道府県名	店舗数
北海道	北海道	12	近畿	三重県	6
東北	青森県	2		滋賀県	3
	岩手県	2		京都府	4
	宮城県	2		大阪府	8
	秋田県	1		兵庫県	10
	山形県	1		奈良県	1
	福島県	3		和歌山県	3
関東	茨城県	5	中国	鳥取県	1
	栃木県	3		島根県	0
	群馬県	4		岡山県	4
	埼玉県	14		広島県	7
	千葉県	13	四国	山口県	3
	東京都	10		徳島県	1
	神奈川県	12		香川県	3
中部	新潟県	4	九州	愛媛県	6
	富山県	1		高知県	2
	石川県	1		福岡県	13
	福井県	2	九州	佐賀県	2
	山梨県	2		長崎県	4
	長野県	5		熊本県	3
	岐阜県	6		大分県	5
	静岡県	9		宮崎県	2
	愛知県	21		鹿児島県	2
			沖縄	沖縄県	2
			合計		230

(7) 使用人の状況（2025年8月31日現在）

区分	使用人数	前事業年度末比 増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	244名	131名減	36.4歳	14年5ヶ月
女性	191名	58名減	33.9歳	12年0ヶ月
合計又は平均	435名	189名減	35.3歳	13年2ヶ月

（注） 1. 上記使用人には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。
2. 契約社員の期末人数は117名、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数（1日8時間換算）は960名であります。

(8) 主要な借入先及び借入額（2025年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,031百万円
株式会社常陽銀行	205
株式会社みずほ銀行	160
株式会社千葉銀行	150
株式会社横浜銀行	49
株式会社三井住友銀行	45
株式会社W&Dインベストメントデザイン	1,000
DAYSパートナー1号投資事業有限責任組合	1,000

2. 株式に関する事項（2025年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数35,540,591株
(自己株式 52,685株を含む)
- (3) 株主数66,327名
- (4) 単元株式数100株
- (5) 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
株式会社W&Dインベストメントデザイン	18,427千株	51.92%
豊島株式会社	2,128	5.99
株式会社三菱UFJ銀行	627	1.76
株式会社常陽銀行	528	1.48
今井辰男	383	1.08
ライトオン従業員持株会	140	0.39
楽天証券株式会社	128	0.36
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	110	0.31
野村證券株式会社	69	0.19
藤原亮誠	50	0.14

(注) 1. 当社は、自己株式を52,685株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) ①取締役及び監査役の状況（2025年8月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員	大峯伊索	
取締役	大友博雄	構造改革本部・構造改革室担当
取締役	廣橋清司	株式会社W&Dインベストメントデザイン代表取締役
取締役	中澤 歩	弁護士
常勤監査役	三浦憲之	
監査役	上田千秋	株式会社ナノスタイル監査役
監査役	山下理夫	中小企業基盤整備機構経営支援部中小企業アドバイザー

（注） 1. 取締役 中澤 歩氏は、社外取締役であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 上田千秋氏、山下理夫氏は、社外監査役であります。なお、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の及び担当及び重要な兼職の状況
藤原祐介	2025年1月17日	辞任	代表取締役
多田 斎	2025年1月17日	辞任	社外取締役 株式会社セレス社外取締役
永井俊博	2025年1月17日	辞任	社外監査役 公認会計士
平出晋一	2025年1月17日	辞任	社外監査役 弁護士

（注） 1. 監査役 永井俊博氏、平出晋一氏は、社外監査役であります。なお、当社は、監査役 永井俊博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりました。
2. 監査役 永井俊博氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

また、2025年1月17日をもって社外取締役を辞任いたしました多田 斎氏、及び社外監査役を辞任いたしました永井俊博氏、平出晋一氏との間で同様の契約を締結しておりました。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容で更新する予定であります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2019年11月28日開催の株主総会及び取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a) 基本報酬に関する方針（報酬等の付与時期や条件に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、他社水準、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

b) 業績連動報酬に関する方針（報酬等の付与時期や条件に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度毎の経常利益額実績に応じて、11月に「賞与」として支

給するものとし、目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行う。

c) 報酬等の割合に関する方針

基本報酬と業績連動報酬の報酬割合の決定について、広く一般の動向を参考とし、役位に応じて、以下のとおり設定する。

役 位	報酬額	基本報酬	賞与基準額
代表取締役	100%	60%	40%
取 締 役	100%	65%	35%

d) 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会決議に基づき各取締役の基本報酬の額、業績連動報酬の業績指標等について決定する。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	50百万円	50百万円	－	－	6名
（うち社外取締役）	（9百万円）	（9百万円）	（－）	（－）	（2名）
監査役	23百万円	23百万円	－	－	5名
（うち社外監査役）	（13百万円）	（13百万円）	（－）	（－）	（4名）
合計	74百万円	74百万円	－	－	11名
（うち社外役員）	（22百万円）	（22百万円）	（－）	（－）	（6名）

- （注） 1. 上表には、2025年1月17日開催の取締役会をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び監査役2名（うち社外監査役2名）を含んでおります。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2005年11月18日開催の第26回定時株主総会において、年額300百万円以内（但し、使用人部分は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は、0名）です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2002年11月18日開催の第23回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名（うち、社外監査役は1名）です。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役 多田 斎	株式会社セレス社外取締役	特別の関係はありません。
取締役 中澤 歩	弁護士	特別の関係はありません。
監査役 永井俊博	公認会計士	
監査役 平出晋一	弁護士	
監査役 上田千秋	株式会社ナノスタイル監査役	特別の関係はありません。
監査役 山下理夫	中小企業基盤整備機構経営支援部中小企業アドバイザー	特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

a) 社外取締役

	出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 多田 斎	2025年1月17日辞任以前に開催された取締役会7回のうち7回に出席し、主に金融・経済に関する専門的見地を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 中澤 歩	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、主に弁護士としての専門的見地を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から発言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

b) 社外監査役

	出席状況及び発言状況
監査役 永井俊博	2025年1月17日辞任以前に開催された取締役会7回のうち7回及び監査役会6回のうち6回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地を活かし、かつ公正中立的な立場から適宜発言を行っております。
監査役 平出晋一	2025年1月17日辞任以前に開催された取締役会7回のうち7回及び監査役会6回のうち6回に出席し、主に弁護士としての専門的見地を活かし、かつ公正中立的な立場から適宜発言を行っております。
監査役 上田千秋	2025年1月17日就任以降に開催された取締役会8回のうち8回及び監査役会7回のうち7回に出席し、専門的見地を活かし、かつ公正中立的な立場から適宜発言を行っております。
監査役 山下理夫	2025年1月17日就任以降に開催された取締役会8回のうち8回及び監査役会7回のうち7回に出席し、専門的見地を活かし、かつ公正中立的な立場から適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的な配当を継続しつつ、今後の事業展開の原資となる内部留保の充実に努めていくことを利益配分の基本方針としております。

しかしながら、当事業年度におきましては当期純損失を計上したこともあり、誠に遺憾ではありますが、中間配当及び期末配当を無配とさせていただきました。

貸 借 対 照 表

(2025年 8 月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,986	流動負債	7,831
現金及び預金	578	買掛金	961
売掛金	908	電子記録債務	1,342
商品	4,541	短期借入金	2,300
前渡金	38	1年内返済予定の長期借入金	1,341
前払費用	90	リース債務	0
未収入金	297	未払金	461
未収消費税等	451	未払費用	420
その他	79	未払法人税等	49
固定資産	5,008	前受金	5
有形固定資産	0	預り金	102
建物	0	店舗閉鎖損失引当金	366
構築物	0	資産除去債務	475
工具、器具及び備品	0	その他	3
リース資産	0	固定負債	3,666
建設仮勘定	0	関係会社長期借入金	1,000
無形固定資産	0	繰延税金負債	157
ソフトウェア	0	資産除去債務	2,478
ソフトウェア仮勘定	0	その他	30
その他	0	負債合計	11,497
投資その他の資産	5,008	純資産の部	
投資有価証券	4	株主資本	455
長期前払費用	8	資本金	100
前払年金費用	447	資本剰余金	871
敷金及び保証金	4,553	資本準備金	100
その他	0	その他資本剰余金	771
貸倒引当金	△5	利益剰余金	△449
資産合計	11,994	利益準備金	78
		その他利益剰余金	△527
		別途積立金	4,000
		繰越利益剰余金	△4,527
		自己株式	△66
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
		新株予約権	40
		純資産合計	496
		負債及び純資産合計	11,994

損 益 計 算 書
(2024年9月 1 日から
2025年8月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		28,130
売上原価		13,513
売上総利益		14,617
販売費及び一般管理費		15,071
営業損失		454
営業外収益		
受取配当金	0	
受取家賃	34	
受取手数料	0	
その他	11	47
営業外費用		
支払利息	74	
支払手数料	221	
賃貸費用	37	
控除対象外消費税等	8	
その他	3	345
経常損失		752
特別利益		
固定資産売却益	2	
新株予約権戻入益	24	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	350	
債務免除益	249	
退職給付制度終了益	134	761
特別損失		
固定資産除却損	24	
減損損失	269	
災害による損失	18	
契約解除損失引当金繰入額	14	
その他	6	333
税引前当期純損失		324
法人税、住民税及び事業税	49	
法人税等調整額	74	124
当期純損失		449

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書		2025年10月28日
株式会社ライトオン 取締役会 御中		
有限責任 あずさ監査法人 東京事務所		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 金子 靖	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 富 樫 高 宏	
監査意見		
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライトオンの2024年9月1日から2025年8月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。		
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠		
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
継続企業の前提に関する重要な不確実性		
個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度まで3期連続で営業損失、経常損失及び7期連続で当期純損失を計上し、当事業年度においても継続して営業損失454百万円、経常損失752百万円及び当期純損失449百万円、重要なマイナスの営業キャッシュ・フロー4,225百万円を計上し、当事業年度末の貸借対照表の純資産額は496百万円となっている。また、返済期日が1年内の借入金3,641百万円は手元資金578百万円に比して多額となっている。これらの事象又は状況は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当し、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。		
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。		

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書									
当監査役会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。									
1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容									
(1) 監査役会は、当事業年度の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。									
(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。									
① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。									
② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。									
③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。									
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。									
2. 監査の結果									
(1) 事業報告等の監査結果									
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。									
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。									
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。									
④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。									
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果									
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。									
2025年11月5日									
株式会社ライトオン監査役会									
常 勤 監 査 役 三 浦 憲 之 ㊞									
監 査 役 上 田 千 秋 ㊞									
監 査 役 山 下 理 夫 ㊞									
(注) 監査役 上田千秋及び山下理夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。									
以 上									

●事業報告

「新株予約権等に関する事項」

「会計監査人の状況」

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

●計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第46期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）

新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

- (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	55百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- (4) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要
- ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会は会社の業務執行が適正に行われるようにするため、内部統制システムの構築と会社による法令及び定款遵守の体制の確立に努める。また、監査役はこの内部統制システムの有効性と機能を監査し、問題点の有無を取締役会に報告する。取締役会は、問題点の把握と改善を行う。
 - ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」に基づき、適切な方法・期間で保管し、閲覧可能な状態を維持する。
 - ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制の所管部を管理本部とし、管理本部は、緊急時の連絡体制や行動指針を定めるとともに、企業経営において損失が発生するようなリスク情報については、管理本部に集約され、リスクに対して適切かつ迅速に対応できる体制を整える。また緊急時においては、リスク回避策及びリスク対応策を策定する。
 - ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定例取締役会を毎月開催するとともに必要に応じて適宜取締役会を開催し、取締役会には監査役が出席して意見を述べるほか、取締役の業務執行の妥当性、効率性を検証するなどの経営監視を行う。
 - ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
業務部門から独立した内部監査室を設置し、使用人の業務執行状況の監査を行う。また取締役及び使用人がコンプライアンス違反行為等を認知し、それを通報又は告発しても、当該取締役及び使用人に不利益な扱いを行わない旨等の規程を整備し、社内不正行為の未然防止や早期発見を的確に行うため、全役職員に周知徹底を図る。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人の任命・異動・人事権に係る事項の決定には、常勤監査役の事前の同意を得るものとする。また監査役を補助すべき使用人の人事考課は、監査役が行う。

監査役の職務を補助する使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとする。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

代表取締役及び担当取締役は、監査役の出席する取締役会等の重要な会議において、業務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題の報告を行う。

また取締役、使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ適切に監査役に報告を行う。

上記の監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。

⑨監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会・経営会議等のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。また会計監査人及び内部監査室とは相互に連携を図り、各監査の実効性の確保に努める。

⑪財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性と信頼性を確保するため、必要な体制を内部監査室に設置する。内部監査室は、財務報告に係るプロセスの統制が有効に機能しているかを定期的に評価し、その評価結果を代表取締役役に報告する。

⑫反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含めた一切の関係を遮断し、不当要求には応じず、裏取引や資金提供は一切行わないものとする。

反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携の上、法的に対応する。

反社会的勢力への対応については、組織全体として対応し、対応する従業員の安全を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス

「コンプライアンス規程」に基づき、従業員に対し、社内研修や会議体を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、「内部通報制度規程」に定める内部通報の制度についても、従業員に対する周知を継続的に行っております。

②リスクマネジメント

「リスク管理マニュアル」に基づき、リスク回避及びリスク低減に努めました。また、「非常時対応マニュアル」を整備し、災害時の対応などについて、従業員への周知を図りました。

③内部監査体制

内部監査計画に基づき、業務監査を実施し、業務の適正化に努めました。

④財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施いたしました。

株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				自 己 株	株 主 本 計 株 資 合
		資 本 金 資 準 備	そ の 他 本 金 そ の 資 剰 余	資 本 金 計 資 剰 余	利 益 金 利 準 備	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 金 計 利 剰 余			
						別 途 積 立 金	繰 上 利 益 剰 余 金				
2024年9月1日 期首残高	6,195	1,481	3,769	5,251	78	4,000	△15,203	△11,125	△66	254	
当 期 変 動 額											
新 株 の 発 行	325	325		325						650	
減 資	△6,420	△1,706	8,127	6,420						－	
当 期 純 損 失							△449	△449		△449	
欠 損 填 補			△11,125	△11,125			11,125	11,125		－	
自 己 株 式 の 取 得									△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	△6,095	△1,381	△2,998	△4,380	－	－	10,676	10,676	△0	200	
2025年8月31日 期末残高	100	100	771	871	78	4,000	△4,527	△449	△66	455	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 延 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
2024年9月1日 期首残高	0	△3	△3	64	315
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					650
減 資					－
当 期 純 損 失					△449
欠 損 填 補					－
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	3	4	△24	△19
当 期 変 動 額 合 計	0	3	4	△24	180
2025年8月31日 期末残高	1	－	1	40	496

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度まで3期連続で営業損失、経常損失及び7期連続で当期純損失を計上し、当事業年度においても継続して営業損失454百万円、経常損失752百万円、当期純損失449百万円、重要なマイナスの営業キャッシュ・フロー4,225百万円を計上し、当事業年度末の貸借対照表の純資産額は496百万円となりました。

また、返済期日が1年内の借入金3,641百万円は手元資金578百万円に比して多額となっております。

これらの事象又は状況は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当しております。

当社は、当該事象又は状況を解消すべく、当事業年度を初年度とする中期経営計画において、持続的成長に向けた事業基盤の確立を目的とした聖域なきコスト構造改革に引き続き取り組んでまいります。

コスト構造改革の主な内容は以下のとおりです。

- ①不採算店舗の大規模な退店による収益性の向上。
- ②本部組織のスリム化と店舗人員最適化による人件費の削減。
- ③本部拠点の集約による賃借料及びその他の販売費及び一般管理費の削減。
- ④P B企画力の向上と生産背景見直しによる仕入原価率の低減。
- ⑤滞留在庫及び回転率の低い継続在庫の大幅圧縮による在庫水準の適正化。

当事業年度におきましては、中期経営計画のフェーズ1として、コスト構造改革の貫徹、組織安定化を掲げ、収益性の向上に向けた不採算店舗110店舗の退店の実施、人員の最適化にむけた本部組織および店舗のブロック再編の実施、つくばと原宿の2拠点あった本部機能および、東西に2拠点あった物流機能の1拠点への集約による賃借料の削減の実施、仕入原価率低減に向けた既存サプライヤーとの方針共有や新規サプライヤーの開拓による原産国の見直しの実施、在庫水準の適正化に向けた前事業年度末に商品評価損を計上した滞留在庫及び回転率の低い継続在庫の販売消化促進などに取り組んでまいりました。

翌事業年度におきましては、中期経営計画のフェーズ2として、再成長への挑戦、事業安定化を掲げ、事業面におきましてはMD構成の抜本的見直しや仕入先の再構築、モノづくり体制の改革による既存事業の再成長、また、粗利率の継続的な向上や再現性ある仕組みづくり、持続可能な業務体制の構築や育成・教育プログラムの展開による持続的成長に向けた仕組みの整備、その他、信頼感の醸成やチャレンジ精神の奨励など、成長に向けた強い意志をもった人材の育成に努めてまいります。

資金面では、既存の取引金融機関と資金計画等の協議を行い、2022年3月24日付で締結した株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするタームローン契約について2025年3月26日付で変更契約書を締結いたしました。また、2022年3月31日付で締結した株式会社千葉銀行との証書貸付契約について2025年3月31日付で変更契約書を締結し、それぞれの財務制限条項の見直しが行われた結果、当事業年度の中間会計期間末における財務制限条項への抵触は解消しております。また、2025年2月27日には、親会社である株式会社W&Dインベストメントデザインから1,000百万円の資金調達を実行し、2025年3月31日には、株式会社W&Dインベストメントデザインの株主である株式会社日本政策投資銀行が出資するDAYSパートナー株式会社を無限責任組

合員とする事業再生ファンドから1,000百万円の資金調達を実行するなど、手元流動性を高めております。さらに、メインバンクである株式会社三菱UFJ銀行との当座貸越契約枠として2,500百万円を設定するなど、構造改革による事業収支改善の遂行に必要な当面の運転資金を確保しております。なお、今後、契約期限の更新や更なる支援が必要となった場合に支援が得られるよう、引き続き取引金融機関等と緊密な連携を続けてまいります。

しかしながら、アパレル小売業の競争環境が厳しくなっている中で既存店売上高の収益性の向上が想定通りに進まない場合、債務超過に陥るリスクや借入金にかかる財務制限条項に抵触するリスクがあります。

これらのリスクにより、事業運営のための十分な資金が確保できない可能性があるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書には反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② デリバティブ取引

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物

3 ～ 39 年

構築物

10 ～ 30 年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価値を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

④ 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖の意思決定がなされた店舗について、将来発生が見込まれる費用または損失の額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 企業の主な事業における主な履行義務の内容

商品の販売…顧客に商品を引き渡す履行義務

② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

商品の販売…当該履行義務は各商品の引渡しをもって充足していると判断していますので、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

また、オンラインショップ等の通信販売において、収益認識適用指針98項の要件を満たすものは、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

③ 企業が顧客に提供する財又はサービスの識別

一部の販売取引について、顧客への販売取引における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客への販売総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。代理人に該当する取引とし、顧客に提供する前に支配しているか否かの判定は、商品の販売に対して主たる責任を有していること、当該商品が顧客に提供される前等に在庫リスクを有していること及び当該商品の価格設定において裁量権を有していること等の指標を考慮しております。

なお、他社が運営するポイントプログラムについては、販売時の取引価格から付与したポイント費用相当額を差し引いた金額で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：商品輸入による外貨建債権債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ヘッジの有効性評価の方法 振当処理によっている為替予約について、有効性の評価を省略しております。

② その他

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

商品の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表に計上した商品の金額は4,541百万円であり、売上原価に含まれる商品の収益性の低下による期末商品に係る簿価切下げ額は4百万円であります。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価方法は売価還元法によっております。

当社の商品は、複数シーズン・年度にわたって仕入を継続する「継続在庫」と仕入を継続せず処分価格での販売を行う「非継続在庫」とに区分しております。

「継続在庫」は計画保有数量への調整のため値引き販売される場合があります。当該在庫は、当期の販売実績平均単価を正味売却価額とみなしております。「非継続在庫」は当事業年度の処分実績に基づく処分見込価格を正味売却価額としております。

売価還元法による在庫原価計上金額が当該正味売却価額を上回る場合には、当該正味売却価額までの簿価の切下げを実施しております。なお、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の販売実績単価と異なった場合、翌事業年度の計算書類において、商品の簿価の切下げ額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

商品	4,541百万円
----	----------

② 担保に係る債務

長期借入金	1,142百万円
-------	----------

(1年内返済予定の長期借入金を含む)

短期借入金	1,300百万円
-------	----------

また、営業債権である売掛金及び未収入金のうち1,197百万円、敷金及び保証金のうち4,544百万円について自己信託を設定し、その信託受益権を当座貸越契約の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	15,841百万円
--------------------	-----------

(3) 関係会社に対する金銭債務（区分掲記したものを除く）

未払金	8百万円
-----	------

(4) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	2,500百万円
---------	----------

借入実行残高	1,300百万円
--------	----------

差引額	1,200百万円
-----	----------

(5) 当社における下記の借入金に関して、次のとおり財務制限条項が付されております。

長期借入金	1,292百万円
-------	----------

(1年内返済予定の長期借入金を含む)

2025年2月以降（同月を含む）の各四半期の末日における当社の単体の損益計算書上の経常損益及び税引後損益の金額を、それぞれ3期連続して当該四半期会計期間に係る事業計画書上の経常損益の金額の80%未満としないこと。（損失の場合は120%超としないこと。）

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	93百万円
販売費及び一般管理費	93百万円
営業取引以外の取引による取引高	10百万円
支払利息	10百万円

(2) 店舗閉鎖損失引当金戻入額
当社は、前事業年度において事業構造改革における退店計画に伴い発生する損失を店舗閉鎖損失としており、店舗の退店計画の実行又は変更に伴い、店舗閉鎖損失引当金戻入額350百万円を計上しております。

(3) 債務免除益
当社は、2024年11月29日付で、有限会社藤原興産からの短期借入金の債務免除を受け、債務免除益249百万円を計上しております。

(4) 退職給付制度終了益
当社の、事業構造改革における退店計画の実行に伴う従業員の退社が「退職給付制度期間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）に定める大量退職に該当するため、退職給付制度の一部終了に準ずる会計処理を実施し、退職給付制度終了益134百万円を計上しております。

(5) 減損損失

①当社は以下の減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失（百万円）
本社設備	本社	建物等	57
		ソフトウェア	17
		ソフトウェア仮勘定	31
	本社設備計		106
店舗設備	北海道地区（1店舗）	建物等	0
	東北地区（11店舗）	建物等	10
	関東地区（73店舗）	建物等	142
	中部地区（21店舗）	建物等	2
	近畿地区（16店舗）	建物等	1
	中国地区（8店舗）	建物等	2
	四国地区（4店舗）	建物等	0
	九州地区（20店舗）	建物等	2
	沖縄地区（2店舗）	建物等	1
	店舗設備計		163
	合計		269

資産のグルーピングの方法

資産のグルーピングは、主として店舗単位としております。ただし、本社設備については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

回収可能価額の算定方法

グルーピングされた固定資産に減損の兆候があると認められる場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。また、各資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する共用資産に減損の兆候が認められる場合には、共用資産が関連する資産グループに共用資産を含む、より大きな単位で減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

当事業年度において、共用資産を含む、より大きな単位において営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっていることから、共用資産に減損の兆候があると判定しております。減損損失の認識の判定にあたって、割引前将来キャッシュ・フローを見積もった結果、その総額がマイナスとなったため減損損失の認識が必要と判定し、使用価値は零として、共用資産を含む固定資産の帳簿価額の全額を減損損失として認識しております。なお、回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額によっております。正味売却価額については実質的な処分価値を踏まえ、零としております。また、使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため零として算定しております。なお、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスのため割引率の記載は省略しております。

その結果、当事業年度の減損損失計上金額は269百万円（建物165百万円、工具、器具及び備品47百万円、ソフトウェア17百万円、ソフトウェア仮勘定31百万円、その他7百万円）となっております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	29,631,500	5,909,091	—	35,540,591
合計	29,631,500	5,909,091	—	35,540,591

(注) 発行済株式の増加は、第三者割当増資によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	52,467	218	—	52,685
合計	52,467	218	—	52,685

(注) 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

	2015年 (第8回) ストック・オプション	2017年 (第9回) ストック・オプション	2018年 (第10回) ストック・オプション
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	66,500株	31,000株	26,000株
新株予約権の残高	29百万円	6百万円	4百万円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また必要な資金については、主に親会社及び銀行からの借入れにより調達しております。デリバティブは、外貨建債権債務に係る為替相場の変動リスクを回避するため及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先の信用状況を監視するとともに、取引先ごとの債権残高を随時把握することによってリスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行会社の財務状況等を監視し、そのリスク状況を勘案して、保有状況を継続的に見直すことで、リスクの軽減を図っております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約等に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差入先の信用状況を定期的に監視することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金、電子記録債務、未払金、未払費用及び預り金は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金には主に設備投資に係る資金調達であります。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2025年8月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券 其他有価証券	4	4	－
敷金及び保証金 貸倒引当金（※2）	4,553 △5		
	4,547	4,410	△137
資産計	4,552	4,414	△137
長期借入金（※3）	2,341	2,331	△10
負債計	2,341	2,331	△10

- ※1 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」及び「預り金」は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。
- ※2 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- ※3 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

注1．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	578	－	－	－
売掛金	908	－	－	－
未収入金	297	－	－	－
敷金及び保証金	1,622	2,497	433	－
合計	3,407	2,497	433	－

注2．長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,341	1,000	－	－	－	－
合計	1,341	1,000	－	－	－	－

- (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
- 金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
- 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品
当事業年度（2025年8月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	4	－	－	4
資産計	4	－	－	4

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当事業年度（2025年8月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	4,410	－	4,410
資産計	－	4,410	－	4,410
長期借入金	－	2,331	－	2,331
負債計	－	2,331	－	2,331

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は市場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

時価は、返還予定時期に基づき、合理的に見積った将来キャッシュ・フロー をその期間に応じた無リスクの利率で割り引いた現在価値から、信用リスクを考慮した貸倒見積額を控除した額によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払金	41百万円
未払事業所税	11百万円
減価償却超過額	26百万円
減損損失	906百万円
資産除去債務	1,163百万円
店舗閉鎖損失引当金	125百万円
繰越欠損金	9,338百万円
その他	46百万円
繰延税金資産小計	11,659百万円
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額（注）	△9,338百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,320百万円
評価性引当額小計	△11,659百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△157百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△157百万円
繰延税金負債の純額	△157百万円

(注) 税務上の繰越欠損金額及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	916	242
評価性引当額	—	—	△916	△242
繰延税金資産	—	—	—	—

	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (※)	1,897	6,282	9,338
評価性引当額	△1,897	△6,282	△9,338
繰延税金資産	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
当事業年度は、税引前当期純損失のため、記載を省略しております。

(3) 法人税率等の変更による影響

当社は、2024年11月29日開催の定時株主総会において、資本金及び資本準備金の減少を行い、これをその
他資本剰余金に振り替える決議を行い、同定時株主総会において承認可決されております。これにより、資
本金減少の手続き完了後は、法人税法上及び地方税法上の中小法人等の要件を満たすことになりました。こ
れに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2025年9月1日以後に開始す
る事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。

また、2025年3月31日に、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が国会で成立し、
2026年9月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。

これらに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の30.46%から、
35.15%となります。その結果、当事業年度において繰延税金負債の金額が21百万円増加し、計上された法
人税等調整額が21百万円増加しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社及び法人主要株主

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社 W&D インベスト メントデザ イン	被所有 直接52.0%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注)	1,000	関係会社 長期借入金	1,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入利率については、市場金利を勘案して決定しております。

(2)関係会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会 社の子会社	株式会社 idiom	—	商品の 仕入	商品の仕入 (注) 1.	337	買掛金 電子記録債務	163 133
その他の関係会 社	有限会社 藤原興産 (注) 2	—	当社元取締 役及びその 近親者の資 産管理会社	第三者割当 増資 (注) 2. 資金の返済 (注) 3. 4. 債務免除益 (注) 3.	650 650 249	— — —	— — —

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 商品の仕入価格、代金決済方法等については、業界の慣習等を考慮し、交渉の上一般的な取引価格と同様に決定しております。

2. 有限会社藤原興産は、2024年11月29日に当社の行った第三者割当増資を1株につき110円で引き受けたことにより、当社のその他の関係会社に該当することとなりました。さらに、株式会社W&D インベストメントデザインによる当社株式に対する公開買付への応募により、2025年1月16日付で当社のその他の関係会社ではなくなりました。
- 有限会社藤原興産との取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。
- 有限会社藤原興産は期末時点では関連当事者に該当しないため、議決権等の被所有割合及び期末残高は記載しておりません。
3. 当社は、2024年11月29日に有限会社藤原興産からの借入金900百万円のうち650百万円を返済し、残額については債務免除を受け、債務免除益249百万円を計上しております。
4. 資金の借入利率については、市場金利を勘案して決定しております。

(3)親会社の役員及びその近親者

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の役員が 代表を務める 会社等	DAYSパート ナー1号投 資事業有限 責任組合 (注) 1.	—	資金の借入	資金の借入 (注) 2.	1, 000	短期借入金	1, 000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 親会社である株式会社W&Dインベストメントデザインの取締役が、DAYSパートナー1号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるDAYSパートナー株式会社の代表を務めております。
2. 資金の借入利率については、市場金利を勘案して決定しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	金額
ボトムス	11,873
カットソー・ニット	7,448
シャツ・アウター	4,543
その他	4,264
顧客との契約から生じる収益	28,130
その他の収益	—
外部顧客への売上高	28,130

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,278
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	908

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	12円85銭
1株当たり当期純損失	13円19銭

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎

当期純損失	449百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る当期純損失	449百万円
普通株式の期中平均株式数	34,047,181株

12. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度について規約型確定給付企業年金制度を採用しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,116百万円
勤務費用	201百万円
利息費用	9百万円
数理計算上の差異の発生額	△49百万円
退職給付の支払額	△437百万円
大量退職による減少額	△36百万円
退職給付債務の期末残高	802百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,814百万円
期待運用収益	18百万円
数理計算上の差異の発生額	△4百万円
事業主からの拠出額	87百万円
退職給付の支払額	△437百万円
年金資産の期末残高	1,478百万円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された

退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	802百万円
年金資産	△1,478百万円
	△675百万円
未認識数理計算上の差異	162百万円
未認識過去勤務費用	65百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△447百万円

前払年金費用	△447百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△447百万円

④退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	201百万円
利息費用	9百万円
期待運用収益	△18百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△100百万円
過去勤務費用の費用処理額	△45百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	47百万円
退職給付制度終了益	134百万円

⑤年金資産に関する事項	
a) 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。	
一般勘定	68%
債券	19%
株式	7%
現金及び預金	4%
その他	2%
合 計	100%

- b) 長期期待運用収益率の設定方法
- 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度における主要な数理計算上の計算基礎	
割引率	1.4%
長期期待運用収益率	1.0%

- (3) 確定拠出制度
- 該当事項はありません。

13. ストック・オプションに関する注記

- (1) 費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 給与手当

一百万円
- (2) 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益

24百万円

(3) ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

① ストック・オプションの内容

	2015年 (第8回) ストック・オプション	2017年 (第9回) ストック・オプション	2018年 (第10回) ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社従業員 226名	当社取締役 1名 当社従業員 12名	当社取締役 2名 当社従業員 17名
株式の種類及 びストック・ オプションの 数(注)	普通株式 199,500株	普通株式 120,000株	普通株式 98,000株
付与日	2015年11月24日	2017年11月24日	2018年11月16日
権利確定条件	該当はありません	該当はありません	該当はありません
対象勤務期間	対象勤務期間の定め はありません	対象勤務期間の定め はありません	対象勤務期間の定め はありません
権利行使期間	自2018年11月25日 至2025年11月18日	自2020年11月25日 至2027年11月16日	自2021年11月23日 至2028年11月15日

(注) 株式数に換算して記載しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

a) ストック・オプションの数

	2015年 (第8回) ストック・オプション	2017年 (第9回) ストック・オプション	2018年 (第10回) ストック・オプション
権利確定前 (株)			
当事業年度期首	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
当事業年度期首	109,500	38,000	47,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	43,000	7,000	21,000
未行使残	66,500	31,000	26,000

b) 単価情報

	2015年 (第8回) ストック・オプション	2017年 (第9回) ストック・オプション	2018年 (第10回) ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,524	920	927
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公 正な評価単価 (円)	439	204	188

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

14. 資産除去債務に関する注記
- 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
- (1) 当該資産除去債務の概要
- 不動産賃貸借契約に基づく賃貸期間終了時における原状回復義務であります。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
- 使用見込期間を不動産賃貸借契約期間と見積り、割引率は当該契約年数に応じた国債の利回りを参考に0.0%～2.2%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減
- | | |
|-----------------|------------------|
| 期首残高 | 4,609百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 50百万円 |
| 時の経過による調整額 | 2百万円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | <u>△1,708百万円</u> |
| 期末残高 | <u>2,954百万円</u> |
15. 重要な後発事象に関する注記
- 該当事項はありません。

【株式交換完全子会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容】

1. 本株式交換契約の締結

ライトオンは、2025 年 11 月 14 日開催の取締役会において、ワールドを株式交換完全親会社とし、ライトオンを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

2. 資金の借入（借換）及び借入金の期限前弁済

ライトオンは、2025 年 11 月 14 日開催の取締役会において、2025 年 12 月 1 日付でワールドからの資金の借入（借換）及びDAYSパートナー 1 号からの借入債務の期限前弁済の実施を決議致しました。

【株式交換完全親会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容】

1. 自己株式の処分

ワールドは、2025 年 5 月 27 日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議し、2025 年 6 月 16 日に処分を完了いたしました。

(1) 処分期日	2025 年 6 月 16 日
(2) 処分する株式の種類及び数	ワールド株式 32,560 株 (発行済株式総数に占める割合 0.09%)
(3) 処分価額	1 株につき 2,512 円
(4) 処分価額の総額	81,790,720 円
(5) 募集又は処分の方法	譲渡制限付株式を対象者に割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	ワールドの取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）3 名 14,520 株 ワールドのグループ執行役員 15 名 18,040 株
(8) その他	本自己株式処分は、金融商品取引法施行令第 2 条の 12 第 1 号に定める募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集に該当するため、有価証券通知書を提出しておりません

2. 剰余金の配当

ワールドは、2025 年 5 月 27 日開催の定時株主総会における決議に基づき、2025 年 5 月 28 日を効力発生日として、ワールド株式 1 株につき 43 円、配当総額 1,465,025,351 円の剰余金の配当を行いました。

ワールドは、2025 年 10 月 3 日開催の取締役会における決議に基づき、2025 年 11 月 5 日を効力発生日として、ワールド株式 1 株につき 49 円、配当総額 1,671,040,973 円の剰余金の配当を行いました。

3. 株式会社ナルミヤ・インターナショナル（以下「ナルミヤ」といいます。）との株式交換の実施

ワールドは、2025 年 7 月 3 日開催の取締役会において、ワールドを株式交換完全親会社とし、ナルミヤを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「ナルミヤ株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結し、2025 年 10 月 1 日付でナルミヤ株式交換を実施いたしました。

4. 株価条件付き税制適格ストックオプション（新株予約権）の発行

ワールドは、2025 年 8 月 21 日開催の取締役会において、ワールドの役員及び従業員に対し、株価条件付き税制適格ストックオプション（新株予約権）（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議し、2025 年 9 月 5 日付で本新株予約権を発行いたしました。

5. 自己株式の取得

ワールドは、2025 年 10 月 15 日開催の取締役会において、以下のとおり、ワールドの子会社であるナルミヤが保有するワールド株式の自己株式取得を行うことについて決議し、2025 年 10 月 20 日に株式振替の手続きが完了いたしました。

(1) 取得日	2025 年 10 月 15 日 (売買契約締結日) 2025 年 10 月 20 日 (株式振替完了日)
(2) 取得する株式の種類及び数	ワールド株式 174,365 株 (発行済株式総数に占める割合 0.48%)
(3) 取得価額	1 株につき 2,672 円
(4) 取得価額の総額	465,903,280 円
(5) 取得の方法	相対取引

6. 本株式交換契約の締結

ワールドは、2025 年 11 月 14 日開催の取締役会において、ワールドを株式交換完全親会社とし、ライトオンを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

7. 株式分割及び定款の一部変更

ワールドは 2025 年 11 月 14 日開催の取締役会において、2026 年 2 月 28 日を基準日とし、2026 年 3 月 1 日を効力発生日とする、ワールド株式 1 株を 2 株とする株式分割（以下「本株式分割」といいます。）、及び、効力発生日を 2026 年 3 月 1 日とする本株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。当該定款変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示しています。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>137,500,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>275,000,000</u> 株とする

8. 定款の一部変更

ワールドは 2025 年 11 月 14 日開催の取締役会において、2026 年 5 月 28 日（予定）を効力発生日とする、定款の一部変更について決議いたしました。当該定款変更の内容は次のとおりです。なお、ワールドは、当該定款の一部変更に関する議案を 2026 年 5 月 28 日に開催予定の第 68 回定時株主総会に付議する予定です。

(下線部は変更部分を示しています。)

現行定款	変更後
(単元未満株式についての権利) 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (新設) (新設)	(単元未満株式についての権利) 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u> <u>(単元未満株式の売渡請求)</u> 第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数

第9条～第32条（条文省略）	<u>の株式を売り渡すことを当社に対して請求することができる。但し、当社が売り渡すべき単元未満株式の数の自己株式を有しないときは、この限りでない。</u> 第10条～第33条（現行どおり）
----------------	---

9. 新株予約権の行使条件の変更

ワールドは2025年11月14日開催の取締役会において、2026年3月1日効力発生日として、2025年5月27日及び2025年8月21日開催の取締役会において発行決議した2025年新株予約権についての、割当日から権利行使開始日（同日を含みません。）までの間の期間に属する東京証券取引所の各取引営業日における、東京証券取引所におけるワールドの普通株式の普通取引の終値株価の最高価格（以下「基準株価」といいます。）に応じ、行使割合（以下「行使割合」といいます。）に相当する新株予約権を行使することができるという行使条件について、本株式分割に伴い、基準株価及び行使割合を調整することを決議いたしました。当該調整の内容は次のとおりです。

新株予約権（発行決議日）	調整前		調整後	
	基準株価	行使割合	基準株価	行使割合
2025年新株予約権 (2025年5月27日及び2025年8月21日)	3,000円以上	20%	1,500円以上	20%
	3,500円以上	40%	1,750円以上	40%
	4,000円以上	60%	2,000円以上	60%
	4,500円以上	100%	2,250円以上	100%

10. ライトオンに対する貸付け

ワールドは2025年11月14日開催の取締役会において、2025年12月1日付でライトオンがDAYSパートナー1号からライトオンに対する貸付金10億円を弁済するにあたって、ワールドからライトオンに対し10億円の貸付け（以下「本貸付け」といいます。）を行うことを決議いたしました。本貸付けにより、ライトオンはワールドの持分法適用会社から連結子会社になる予定です。

11. W&D i Dの借入債務の貸付人の変更

ワールドは2025年11月14日開催の取締役会において、2025年12月1日付でW&D i DにおけるDBJからの借入債務をワールドからW&D i Dへの貸付けに変更（以下「本貸付人変更」といいます。）することを決議いたしました。本貸付人変更により、W&D i Dはワールドの持分法適用会社から連結子会社になる予定です。